

# 市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議

平成31年1月31日

内閣府(原子力防災担当)

1. 「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」の概要
2. 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の概要
3. 他市が作成する避難所運営マニュアルの概要

1. 「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」の概要
2. 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の概要
3. 他市が作成する避難所運営マニュアルの概要

- 「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針（平成28年3月23日内閣府（原子力防災担当）」は、原子力災害時における受入市町村による事前準備や、避難所、福祉避難所等の設置・運営等、避難受入れに関する具体的な取組みを促進することを目的に作成。
- 各市町村において、具体的な手順等を定めたマニュアル等の作成に当たっては、自然災害における対応と共通する部分が多いものと考えられるため、次項に示す「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当）」を参照することとし、また、当該指針に基づき作成される「避難所運営の手引き」に、原子力災害時の避難者の受入れに必要な事項を追加するなどの対応も考えられる。

## 受入市町村の平時における具体的準備

- 原子力災害時に支援を迅速かつ確実に行う観点から、避難元市町村と協議を行い、原子力災害時の対応や避難所の運営に関するそれぞれの役割分担をあらかじめ具体的に取り決めておくことが必要。
- 避難所等の運営を円滑に実施するため、避難所等の周辺地域の住民にあらかじめ周知しておくことが望ましい。

（次ページへ続く）

## 受入市町村の平時における具体的準備

- 避難元市町村の基礎的情報(要避難者数等)を踏まえ、避難所等に必要と考えられる物資について避難元市町村と協議し、備蓄しておくことが望ましい(原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の対象)。
- 運営責任者や施設管理者等が円滑かつ統一的な避難所等の運営が行えるよう、「避難所運営の手引き」を作成し、避難所等の運営基準やその取組方法を明確にしておくことが必要。なお、手引きには、以下の事項が記載されていることが必要。
  - ・ 受入市町村と各避難所等の運営責任者及び施設管理者との連絡体制
  - ・ 各避難所等の設営等に係る要員の参集体制
  - ・ 避難者の状況を把握するための名簿への登録に関すること
  - ・ 放射性物質放出後における避難退域時検査等の確認に関すること  
(避難退域時検査を受けていない場合には、受入市町村等が指定する場所において避難退域時検査を実施し、汚染状況を確認。)
- 避難所等の運営のための訓練を実施し、手引きの内容の習熟と課題の抽出、それに基づく手引き等の改善を行うことが重要。

## 原子力災害発生時(初動対応期)における受入市町村の対応

### 【PAZに該当する避難元市町村からの受入れ】

#### ◆ 警戒事態(AL)

- 国から施設敷地緊急事態要避難者(以下単に「要避難者」という。)の避難準備の要請があった場合に、避難元市町村等との連絡体制を整えるとともに、受入体制を立ち上げる。
- 避難元市町村等からの要請により、要避難者の受入れのため、福祉避難所等の設営準備を開始する。

#### ◆ 施設敷地緊急事態(SE)

- 避難元市町村等からの要請により、要避難者の受入れを行う。
- 国から要避難者の避難の実施、及び要避難者以外の住民の避難準備の要請があった場合に、要避難者以外の住民の受入れのための避難所の設営準備を開始する。

#### ◆ 全面緊急事態(GE)

- 国からPAZ内すべての住民に対する避難指示があった場合に、避難元市町村等からの要請により、PAZ内すべての住民の受入れを行う。

## 原子力災害発生時(初動対応期)における受入市町村の対応

### 【UPZに該当する避難元市町村からの受入れ】

- ◆ 全面緊急事態(GE)
  - 避難元市町村等からの要請により、UPZ内の住民の受入れのための避難所等の設営準備を開催する。
- ◆ OILに基づく避難等が指示された後
  - 避難元市町村等からの要請により、避難等の指示を受けた住民の受入れを行う。
  - 避難退域時検査及び簡易除染を受けていない避難者については、受入市町村又は受入道府県が指定する場所において避難退域時検査等を実施し、放射性物質による汚染状況を確認する。

## 原子力災害発生時(初動対応後)における受入市町村の対応

- 避難所等での生活が長期間にわたる場合には、避難者のニーズを汲みつつ、避難元道府県等を通じて国や他の都道府県へ物資供給等の支援を要請する。
- 避難者の相談等に適切に対応できるよう相談窓口を設置する。
- 国から屋内退避の指示が解除された場合には、一時移転等の防護措置が不要となるため、一時移転等の受入準備を解除する。

## 避難元市町村（PAZ）及び受入市町村の対応【警戒事態】

避難元市町村の対応	受入市町村の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村への連絡</li> <li>◆ 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（※1）</li> <li>◆ 受入市町村における福祉避難所等の設営準備の協力</li> <li>◆ 避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設の設定準備（※2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入支援体制の立ち上げ</li> <li>◆ 施設敷地緊急事態要避難者の受入準備（※1）</li> <li>◆ 受入市町村における福祉避難所等の設営準備</li> </ul>

※1 避難元市町村での幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※2 屋内退避施設では、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等が、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。



## 避難元市町村（PAZ）及び受入市町村の対応【施設敷地緊急事態】

避難元市町村の対応	受入市町村の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村への連絡</li> <li>◆ 施設敷地緊急事態要避難者の避難（※1）</li> <li>◆ 受入市町村における福祉避難所等での受入れの協力</li> <li>◆ 避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設での受入れ（※2）</li> <li>◆ PAZ内住民の避難準備</li> <li>◆ 受入市町村における避難所の設営準備の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施設敷地緊急事態要避難者の受入（※1）</li> <li>◆ 受入市町村における福祉避難所等での受入れ</li> <li>◆ PAZ内住民の受入準備</li> <li>◆ 受入市町村における避難所の設営準備</li> </ul>

※1 避難元市町村での幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※2 屋内退避施設では、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等が、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

## 避難元市町村（PAZ）及び受入市町村の対応 **【全面緊急事態】**

避難元市町村の対応	受入市町村の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村への連絡</li> <li>◆ 受入市町村における福祉避難所等の運営の協力</li> <li>◆ 避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設の運営（※）</li> <li>◆ PAZ内住民の避難</li> <li>◆ 受入市町村における避難所での受入れ及び運営の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村における福祉避難所等の運営</li> <li>◆ PAZ内住民の受入れ</li> <li>◆ 受入市町村における避難所での受入れ及び運営</li> </ul>

※ 屋内退避施設では、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等が、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

## 避難元市町村（UPZ）及び受入市町村の対応【警戒事態】

避難元市町村の対応	受入市町村の対応
◆ 受入市町村への連絡	◆ 事態の進展を注視

## 避難元市町村（UPZ）及び受入市町村の対応【施設敷地緊急事態】

避難元市町村の対応	受入市町村の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村への連絡</li> <li>◆ 避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設の設定準備（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事態の進展を注視</li> </ul>

※ 屋内退避施設では、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等が、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

## 避難元市町村（UPZ）及び受入市町村の対応【全面緊急事態】

避難元市町村の対応	受入市町村の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村への連絡</li> <li>◆ UPZ内住民の屋内退避(※1)</li> <li>◆ UPZ内住民の避難等の準備(※1・2)</li> <li>◆ 避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設での受入れ(※3)</li> <li>◆ 受入市町村における避難所等の設営準備の協力(※4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入支援体制の立ち上げ</li> <li>◆ UPZ内住民の受入準備(※1・2)</li> <li>◆ 受入市町村における避難所等の設営準備(※4)</li> </ul>

※1 避難元市町村での幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※2 UPZでは、原子力施設の状況に応じて、放射性物質の環境への放出前の段階において段階的に避難を行うこともある。

※3 屋内退避施設では、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等が、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

※4 受入市町村は、避難元市町村又は受入道府県からの要請により避難所等の設営準備を開始する。

## 避難元市町村（UPZ）及び受入市町村の対応【放射性物質放出後】

O I L 1又はO I L 2による 避難等の指示がなされた 避難元市町村の対応	O I L 1又はO I L 2による 避難等の指示がなされた 受入市町村の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村への連絡</li> <li>◆ O I L 1に応じたUPZ内一部住民の避難の実施（※1）</li> <li>◆ O I L 2に応じたUPZ内一部住民の一時移転の実施（※1）</li> <li>◆ 避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設の運営（※2）</li> <li>◆ 受入市町村における避難所等での受入れ及び運営の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ UPZ内住民の受入れ（※1）</li> <li>◆ 受入市町村における避難所等での受入れ及び運営</li> </ul>

※1 避難元市町村での幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※2 屋内退避施設では、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等が、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

1. 「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」の概要
2. 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の概要
3. 他市が作成する避難所運営マニュアルの概要

- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月内閣府(防災担当))」は、東日本大震災における課題を踏まえ改正された災害対策基本法(昭和36年法律第223号)を受け、市町村等が避難所における良好な生活環境の確保等を行うに当たっての参考となることを目的に作成。
- 本指針のほか、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引き(マニュアル)を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくことが必要。

### 受入市町村の平常時における対応

#### ◆ 避難所の組織体制と応援体制の整備

- 平常時から「避難所運営準備会議(仮称)」を開催し、要介護高齢者、障害児者、妊産婦等(以下「要配慮者」という。)や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担等について決めておく。
- 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集しできる体制を整備しておく。
- 災害時、早急に駆けつけられない可能性もあるため、地域住民等関係者・団体と避難所の鍵の管理や避難所の開設方法について取り決めておく。
- 職員への参集訓練や、避難所の運営管理者となり得る者を対象とした研修を実施する。



### 受入市町村の平常時における対応

#### ◆ 避難所における備蓄等

- 避難所には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておく。その際、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。
- その他の備蓄品については、次に示すものを検討し、事前に市町村のホームページ等で公開することが望ましい。
  - ✓ 仮設トイレ、紙おむつや生理用品、マスクや消毒液等、マッチや使い捨てライター、寝具や日用品等の生活必需品など

#### ◆ 要配慮者に対する支援体制

- 避難所内での要配慮者用スペースの確保、在宅避難する要配慮者の安否確認等の支援が図られるよう、平常時から自主防災組織、地区代表者等と連携体制を構築しておく。

#### ◆ 避難所運営の手引き(マニュアル)の作成

- 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引きを作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておく(わかりやすい手引きの整備が必要)。

### 発災後における受入市町村の対応

#### ◆ 避難所の運営方針

- 発災直後や、生活が安定し、被害者自身による自治的な運営が行われる時期といったフェーズに分類し、フェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応。
- 市町村の災害対策本部の下に「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましい。
- 様々な事情を考慮して優先順位をつけ、「一番困っている人」から柔軟に臨機応変に対応することが望ましい。

#### ◆ 避難所の機能整備

- 避難所は、緊急物資の集積場所、情報発信や情報収集する場所等の役割があるため、避難所入所者のためだけの施設とならないようにする。
- 必要な場合に、要介護高齢者、障害者世帯等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮しておく。
- バリアフリー化されていない施設については、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害児者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

### 発災後における受入市町村の対応

#### ◆ 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- 避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、開設している避難所をリスト化しておくことが望ましい。
- 避難者数や状況の把握は食料配給等において重要となることから、避難者一人一人の氏名や支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿を作成することが望ましい。また、避難者名簿の様式をあらかじめ作成し、印刷して避難所の備蓄倉庫に保管しておくことが望ましい。

#### ◆ 避難所の運営主体

- 避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し避難所の運営を行う（運営責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替できる体制にしておく。）。
- 避難者による自主的な運営に移行するその立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営となるよう支援する。

#### ◆ 被災者への情報提供等

- 被災者への情報提供や被災者相互の安否確認等の情報入手を行うため、避難所にラジオ・TV・FAX等の通信手段を確保する。

### 発災後における受入市町村の対応

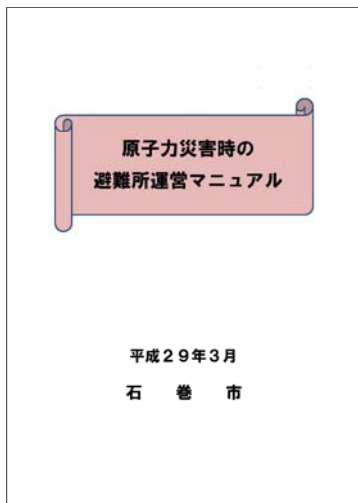
#### ◆ 広域一時滞在（広域避難）

- 地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、被災者台帳の活用などにより、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し、広報誌の送付やインターネット等による情報提供を行う。
- 広域的に避難した被災者が受入市町村においても、継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。
- 自治体間で連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

1. 「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」の概要
2. 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の概要
3. 他市が作成する避難所運営マニュアルの概要

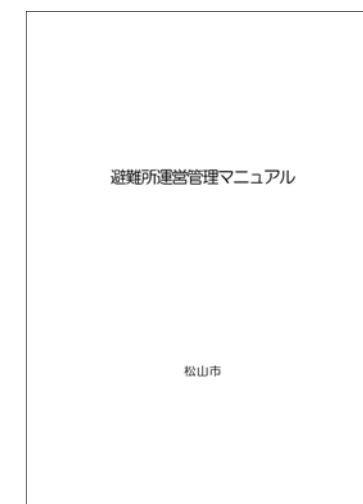
### 3 他市が作成する避難所運営マニュアルの概要

#### 【宮城県石巻市】



- ◆ 原子力災害時の避難所運営等に関するマニュアル。
- ◆ 初動段階における避難所の運営は受入市町村に担ってもらい、その後、早期に避難者による自主運営へ切り替える方針。
- ◆ 避難所の開設・入所方法に関する初動対応から、避難者による自主運営組織の立ち上げに実施すべき事項等を記載。

#### 【愛媛県松山市】



- ◆ 一般災害時の避難所運営等に関するマニュアル。
- ◆ 避難所の運営は、原則、避難者が自主的に行う。
- ◆ 避難所の運営を避難者に行わせることを原則としているため、マニュアルに記載される内容は主に避難者向けの内容。
- ◆ 避難所の開設・運営に関する初動対応から避難所解消までの各フェーズごとに実施すべき事項等を記載。